

2023年11月20日

被保険者各位

東武鉄道健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ（130万円の壁）」の対応について

日頃より、当健康保険組合の業務にご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。
標記の件につきまして、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 被扶養者の認定について

健康保険の被扶養者の収入要件につきましては、被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上及び障害年金受給者は180万円未満）とされておりますが、今般「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加となる場合」は、被扶養者の勤務先事業主の証明（以下、証明書）により、引き続き被扶養者の要件を満たしていることと見なすこととなりました（連続2回を上限）。

※上記の対応は配偶者に限らず学生やその他の扶養家族も同様

2. 取扱いの開始日について

上記1.の取扱いは、令和5（2023）年10月20日以降の扶養認定ならびに扶養家族の資格調査において適用し、それ以前については遡及適用いたしません。

また、取扱期限は令和7（2025）年予定、制度の見直しに向けた当面の対応です。

3. 証明書の提出について

扶養認定時や資格調査時等、当健康保険組合から収入確認書類を求められた際に、一時的な収入変動により扶養基準額を超えている場合は、通常の収入確認書類と併せて証明書をご提出ください。当健康保険組合から求めのない場合は必要ありません。

4. その他

ご家族の扶養認定および被扶養者の資格調査に当たっては、認定基準等を総合的に判断いたしますので、証明書の提出をもって必ず認定されるという事ではありませんので予めご了承ください。

以上

< 問 い 合 わ せ >

適用給付担当

TEL 03-3621-5453

（鉄）74045